

産業廃棄物処分業許可証



住所 埼玉県八潮市八條3450番地3

氏名 株式会社ビクトリー
代表取締役 堀越 敦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 2年 3月 2日

許可の有効年月日 令和 8年10月19日

1. 事業の範囲

中間処理

【事業場①】

破碎：廃プラスチック類、紙くず（再生利用可能なものを除く。）、木くず、繊維くず（再生利用可能なものを除く。）、金属くず（再生利用可能なものを除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（再生利用可能な廃石膏ボードを除く。）
以上6種類

【事業場②】

破碎：廃プラスチック類（軟質なものを除く。）、紙くず（再生利用可能なものを除く。）、木くず、繊維くず（再生利用可能なものを除く。）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上7種類
圧縮梱包：廃プラスチック類（軟質なものに限る。）、紙くず（再生利用なものに限る。）、繊維くず（再生利用可能なものに限る。）、金属くず 以上4種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

【事業場①】埼玉県八潮市大字新町17番 以上1筆（面積475.00㎡）

【事業場②】埼玉県八潮市大字新町20番 以上1筆（面積515.00㎡）

処理施設及び保管施設の概要は2頁から3頁のとおり。

3. 許可の条件

- (1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2.に掲げる場所で行うこと。
- (2) 中間処理は、裏面に掲げる処理施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成21年10月20日	指令産廃第776号	新規許可
平成30年 9月 5日	指令産廃第640-1号	変更許可（事業場②の追加）
令和 2年 3月 2日	指令越環第1082号	更新許可（優良認定）
令和 2年10月27日	—	変更届（保管施設の追加、保管面積の拡大・縮小、保管高さの増大及び保管上限の増大・減少）
令和 6年 1月15日	—	変更届（保管施設の追加、保管面積の縮小、保管高さの増大・減少、保管上限の増大・減少及び保管容器の変更）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

処理施設の種別及び能力等

【事業場①】

施設の種別	処理能力	産業廃棄物の種別	設置年月日 許可年月日 許可番号
破砕施設	3. 62t/日 (8時間)	廃プラスチック類 以上1種類	平成21年10月20日 — —
	3. 53t/日 (8時間)	紙くず (再生利用可能なものを除く。) 以上1種類	
	4. 70t/日 (8時間)	木くず 以上1種類	
	6. 84t/日 (8時間)	繊維くず (再生利用可能なものを除く。) 以上1種類	
	7. 64t/日 (8時間)	金属くず (再生利用可能なものを除く。) 以上1種類	
	4. 98t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず (再生利用可能な廃石膏ボードを除く。) 以上1種類	

【事業場②】

施設の種別	処理能力	産業廃棄物の種別	設置年月日 許可年月日 許可番号
破砕施設	4. 40t/日 (8時間)	木くず 以上1種類	平成30年 9月 5日 — —
	6. 40t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	
	1. 92t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず (廃石膏ボードに限る。) 以上1種類	
	9. 12t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず (廃石膏ボードを除く。) 以上1種類	
	3. 20t/日 (8時間)	廃プラスチック類 (軟質なものを除く。)、紙くず (再生利用可能なものを除く。)、繊維くず (再生利用可能なものを除く。) 以上3種類	
破砕施設	4. 80t/日 (8時間)	がれき類 以上1種類	平成30年 9月 5日 — —
圧縮梱包施設	4. 64t/日 (8時間)	廃プラスチック類 (軟質なものに限る。) 以上1種類	平成30年 9月 5日 — —
	8. 64t/日 (8時間)	紙くず (再生利用可能なものに限る。) 以上1種類	
	2. 40t/日 (8時間)	繊維くず (再生利用可能なものに限る。) 以上1種類	
	7. 20t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	



保管施設の種類及び能力等

【事業場①】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類、紙くず（再生利用可能なものを除く。）、木くず、繊維くず（再生利用可能なものを除く。）、金属くず（再生利用可能なものを除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（再生利用可能な廃石膏ボードを除く。）以上6種類	12.0m ²	2.0m（屋内）
木くず 以上1種類	8.2m ²	2.2m（屋内） （11.7m ³ コンテナ×1個）
廃プラスチック類 以上1種類	8.2m ²	2.2m（屋内） （11.7m ³ コンテナ×1個）
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（再生利用可能な廃石膏ボードを除く。）以上1種類	3.0m ²	1.2m（屋内） （1.0m ³ コンテナ×2個）
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず（いずれも廃畳に限る。）以上3種類	4.0m ²	1.8m（屋内）
廃プラスチック類、紙くず（再生利用可能なものを除く。）、木くず、繊維くず（再生利用可能なものを除く。）、金属くず（再生利用可能なものを除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（再生利用可能な廃石膏ボードを除く。）以上6種類	8.2m ²	2.2m（屋外） （11.7m ³ コンテナ×1個）
木くず 以上1種類	5.5m ²	1.3m（屋内）

【事業場②】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
木くず 以上1種類	8.2m ²	2.1m（屋内） （12.4m ³ コンテナ×1個）
金属くず 以上1種類	8.2m ²	2.1m（屋内） （12.4m ³ コンテナ×1個）
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）以上1種類	8.2m ²	2.1m（屋内） （12.4m ³ コンテナ×1個）
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）以上1種類	8.2m ²	2.1m（屋内） （12.4m ³ コンテナ×1個）
がれき類 以上1種類	2.0m ²	1.4m（屋内） （1.0m ³ フレコンバッグ×2個）
がれき類 以上1種類	3.0m ²	1.2m（屋内） （2.1m ³ コンテナ×1個）
金属くず 以上1種類	3.0m ²	1.2m（屋内） （2.1m ³ コンテナ×1個）
紙くず（再生利用可能なものに限る。）以上1種類	3.0m ²	1.2m（屋内） （2.1m ³ コンテナ×1個）
繊維くず（再生利用可能なものに限る。）以上1種類	3.0m ²	1.2m（屋内） （2.1m ³ コンテナ×1個）
廃プラスチック類（軟質なものに限る。）以上1種類	3.0m ²	1.2m（屋内） （2.1m ³ コンテナ×1個）
廃プラスチック類（軟質なものを除く。）、紙くず（再生利用可能なものを除く。）、繊維くず（再生利用可能なものを除く。）以上3種類	8.2m ²	2.1m（屋内） （12.4m ³ コンテナ×1個）
がれき類 以上1種類	1.0m ²	0.9m（屋内） （200Lドラム缶×1個）
廃プラスチック類（軟質なものを除く。）、紙くず（再生利用可能なものを除く。）、木くず、繊維くず（再生利用可能なものを除く。）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず以上6種類	16.0m ²	2.0m（屋内）

（以下余白）